

第4章 具体的にどのようなことをするのですか

1 推進方針、推進施策

協働によるまちづくりを具体的に進めていくため、市民、自治会や町内会などの地域コミュニティ、ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体、事業者、教育機関、行政などの様々なまちづくりの主体は、次の5つの推進方針（I～V）と推進施策に沿った取り組みについて諸情勢を考慮しながら行います。

I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

- (1) 活動（交流）拠点機能の充実
- (2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成
- (3) 資金確保支援機能の充実
- (4) 中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実 ※コーディネート…調整・取りまとめ

II 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

- (1) 調査・研究機能の充実
- (2) 行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実
- (3) 市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実
- (4) ネットワーク支援機能の充実 ※ネットワーク…複数の主体のつながり

III 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

- (1) 人材発掘・人材育成機能の充実
- (2) 人材支援機能の充実

IV 市政への参画と協働の実践を進めます

- (1) 市政への参画の仕組みづくり
- (2) 協働による事業の推進
- (3) 評価検証機能の充実

V 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

- (1) 庁内の協働推進体制の整備
- (2) 市職員の協働意識の向上
- (3) 市職員のみちづくりへの参加促進

2 推進項目

I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます

地域のことは地域で解決できるまちづくりを目指すとともに、市民が主体となれる参加しやすい、活動しやすい環境づくりを進めます。

そのために、行政は、地域コミュニティ活動や市民活動が活発に行われるように、それぞれの立場にあった支援を行うとともに、新たな公共を支える担い手を支援・育成します。

市民は、様々な活動に主体的に参加し、地域力の向上に取り組みます。

《主な推進項目》

(1)活動（交流）拠点機能の充実

- ・地域交流センターの設置
- ・市民活動の拠点機能の充実・強化

(2)活動の活性化、自主・自立のための活動支援、担い手の支援・育成

- ・自治会等自治振興交付金の創設・活用
- ・地域づくり運営支援交付金の創設・活用
- ・地域づくり活動支援交付金の創設・活用
- ・コミュニティ活動保険の創設・活用
- ・市民活動交流事業補助金の見直し
- ・地域づくり計画の作成支援
- ・地域コミュニティ等への補助金・助成金・交付金の見直し
- ・地域づくりアドバイザー（助言者）の派遣

(3)資金確保支援機能の充実

- ・各種助成、補助金制度の情報提供
- ・社会貢献活動に関する情報の収集、提供
- ・活動資金の確保・支援機能の研究

(4)中間支援機能（相談・コーディネート機能）の充実

- ・市民活動支援センター機能の検討
- ・地域交流センター機能の充実
- ・行政の協働相談窓口の設置

Ⅱ 情報の共有化により、活動の活性化を図ります

協働によるまちづくりの推進には、市政の情報や様々な団体の活動情報など、まちづくりに関する情報の共有が不可欠です。

そのため、市民と行政は様々なまちづくりの情報を提供したり、受け取る機会を確保し、相互に必要な情報を共有することにより、様々な活動の活性化を図ります。

《主な推進項目》

(1)調査・研究機能の充実

- ・市民活動団体の実態調査の実施
- ・市民活動の意識調査の実施

(2)行政のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

- ・市報の充実・活用
- ・ホームページの充実・活用
- ・お気軽講座の充実
- ・協働リポーター（協働事例の取材）の設置
- ・協働によるまちづくりの副読本作成
- ・協働PR用リーフレットの作成

(3)市民のまちづくり情報の提供・発信機能の充実

- ・自治会活動の手引きの見直し
- ・市民活動ガイドブックの見直し
- ・活動事例集、協働事例集の作成
- ・活動報告会、協働事業報告会の開催
- ・地域コミュニティの情報発信の支援

(4)ネットワーク支援機能の充実

- ・人材や団体情報の集約、データベース化
- ・協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催

Ⅲ 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります

まちづくりの主体である市民が積極的かつ継続的に協働によるまちづくりに取り組むためには、その担い手となる人材を発掘、育成、支援することが必要です。

そのため、市民と行政の双方が様々な形で人づくりを行うとともに、こうした取り組みを通じて協働によるまちづくりの意識醸成を図ります。

《主な推進項目》

- (1)人材発掘・人材育成機能の充実
 - ・地域づくりリーダーの育成（講演会、研修会の開催）
 - ・コーディネーターの養成（講習会、講座の開催）
- (2)人材支援機能の充実
 - ・市民活動支援センターの機能充実
 - ・人材や団体情報の集約、データベース化【再掲】
 - ・人材派遣・紹介のコーディネート

Ⅳ 市政への参画と協働の実践を進めます

市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程において市民参加の機会の拡充を図るとともに、市民からの提案を実現するための仕組みづくりや協働による事業を実施するなど、市政への参画と協働を実践できる環境づくりを推進します。

《主な推進項目》

- (1)市政への参画の仕組みづくり
 - ・審議会等の委員のデータベース化
 - ・パブリック・コメント（意見募集）実施指針の周知
 - ・市政への参画機会の推進
- (2)協働による事業の推進
 - ・市民活動交流事業補助金の見直し【再掲】
 - ・提案型協働事業の検討
 - ・協働ラウンドテーブル（情報交換・交流・協議の場）の開催【再掲】
- (3)評価検証機能の充実
 - ・評価方法、仕組みづくりの検討
 - ・市協働のまちづくり推進委員会による評価の実施

V 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います

行政の推進体制と協働窓口の整備を図ります。
職員研修等を通じて市職員の意識改革を図ります。

《主な推進項目》

- (1) 庁内の協働推進体制の整備
 - ・ 全庁的な協働の推進（会議体の活用）
 - ・ 行政の協働相談窓口の設置【再掲】
 - ・ 協働推進員の配置
 - ・ 協働推進会議の開催
- (2) 市職員の協働意識の向上
 - ・ 階層別・体系的な職員研修の実施
 - ・ お気軽講座の充実【再掲】
 - ・ 職員ハンドブック（手引き）の作成
- (3) 市職員のまちづくりへの参加促進
 - ・ 地域活動や市民活動に対する職員参加の促進

